

第9回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年11月25日(金)午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 市役所北庁舎2階 会議室

3 出席者

委員

| | | |
|-------|-------|-------|
| 唐牛 歩 | 青田 由幸 | 鈴木 理香 |
| 若松 蓉子 | 林 勝典 | 渡部 正孝 |
| 高田 妙子 | 大内 保史 | 伏見伸一郎 |
| 森岡 和人 | 西 チイ子 | |

事務局

| | |
|--------------------|------------|
| 市民生活部長 佐々木 忠 | 市民課長 佐藤 弥生 |
| 市民課総合相談担当係長 馬場 千津子 | 主任主査 山田 一栄 |

4 欠席者

委員

| | | |
|-------|-------|-------|
| 佐藤 清彦 | 中島 紀子 | 佐々木 孝 |
| 細田三起子 | 門馬 忠昭 | 佐藤 拓也 |

5 会議次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 会議録署名人の指名
4. 書記の指名
5. 議事
 - (1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書（中間報告）について
 - (2) 南相馬市の人権に関する条例の制定について
 - (3) その他
6. 閉会

6 提出資料

- 資料1 第9回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書（中間報告）について
- 資料2 南相馬市の人権尊重に関する条例の制定について
- 資料3 (仮称)南相馬市ともによりそう・はぐくむ条例（案）
- 資料4 南相馬市ともによりそいはぐくむ推進会議規則(案)

7 会議録

1 開会

2 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

今回は資料のとおり、検討委員会の中間報告書について取り纏めと条例の素案についてご審議をいただきます。きたんのないご意見をお願いいたします。

3 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第の3の会議録署名人の指名をいたします。本日の会議録署名人には、青田由幸委員と鈴木理香委員を指名いたします。

4 書記の指名

(委員長)

次に、書記の指名について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の山田一栄主任主査を指名いたします。

議事に入る前に前回の報告をお願いします。

(事務局)

第8回委員会の協議内容について報告

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

5 議事

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(中間報告)についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1により、中間報告書(案)について説明

(委員長)

中間報告案について、みなさまから意見等ありましたらお願いしたいのですが、この中間報告をもって最終ではありませんので、これまでの審議結果と意見や指摘事項等も取り入れたものとなっておりますので、特に意見がなければ、この内容で決定といたします。よろしいですか。

(意見なし)

ないようなので決定といたします。

次に(2)南相馬市の人権に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2、資料3、資料4により説明。

(委員長)

ただ今の説明に対し、ご意見等ありますか。

(委員)

名称は妥当だと思いますが、あたまたに南相馬市がなくていいのではないかと思います。

(委員)

名称ですが、人権の条例であることをはっきりと、うたうべきではないかと思えます。南相馬市をどこに入れるかとか、多様性を入れるとか、いろいろあると思えますので、次回まで、みなさんで考えて持ち寄るといのはいかがでしょうか。

(委員)

私も人権条例ということ进行全面に入れるべきと思えます。はぐくむと言うと、福祉・教育的なニュアンスが強いので、人権という言葉を入れてはどう

かと思いました。また、思いやるとか認め合うとかの方が、いいのではと思います。

(委員長)

みなさまからいただいた意見を参考に、整理したいと思います。
そのほかになれば、資料3について、何かありますか。

(委員)

基本理念の第2条のところで、語尾の「・・・行わなければならない。」とありますが、「・・・基本とする」というほうが良いと思います。また、何を行わなければならないのか記載がないので、わかりにくいと思います。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

資料2の条例制定の目的が細かく書かれていたので、これを、前文に、少し加えた方が、具体性が出て、わかりやすくなると思います。もう一段落加えるようなことでもいいと思います。また、資料2にもある市の責務のところで、人権啓発・教育など推進があげられていますが、人権侵害があった時の対応も入れてもいいのではないかと思います。

さらに、人権侵害を認めないという姿勢を条文に加えてもいいかと思います。

(委員長)

前文が長くなることで読まなくなるのではという懸念から短くということもありましたが、委員からの意見のとおり、取り入れてもいいかと思います。その他にありますか。

(委員)

国立市の条例をもう一度見てきました。前文は長いのですが、やはり、憲法の基本的な人権や人権侵害に対する考えとかを前文に入れるべきだと思います。長くはなりますが、きちんと前文に入れて立ち位置を示すべきと感じました。

(委員長)

委員の皆さんから出されたように、資料2の目的のところを前文に整理してまとめること、あとは、第2条の「行わなければならない」でなく語尾の部分などをまとめていけばいいのかなと思います。

漢字にするかひらがなにするかでも、捉える意味が代わってくることもあるので、その辺も考えないといけないと思います。

(委員)

ほかの自治体の条例をみてみますと、漢字バージョンと、ひらがなバージョンがありますが。

(委員長)

ひらがなにしたのは、漢字が読めない場合に配慮したもので、目の不自由な方には、点字による配慮が必要とか、耳の不自由な方にはどうするかとか、いろいろな配慮を考えて、誰もが平等にわかるようにやっていかないとはいけません。

(委員)

人権侵害を受けた人に、寄り添うだけでなく、救済というか、そういう踏み込んだものがないのではないかなと思う。相談だけでなく、救うというか、そういう場合もあるのではないかなと思うのですが。

(委員長)

被害を無くさないといけないということなのですが、ここで言う寄り添うということは、お互い様ということなのだろうと理解しているところです。

(委員)

力を入れることの一つに、相談がありますが、アンケート結果では、50から60%が、理解あるような結果になっているが、そこから、はみ出しているような相談もあるわけで、そういう人たちに対しては、寄り添うだけでなく、救うというか救済するというか、そこまでいかなければならない場合もあると思いますので、もう少しきびしさのあるものがあってもいいのではないかなと思っています。

(委員長)

差別があった時に、いろいろな相談するところはあるのですが、お互いに、そういう差別を行ってはいけないということが、そららく、それが先に

くるのだだろうと思います。この条例だけで、それができるかという、できないと考えるので、いろいろなところでの運用ということも出てくるのだだろうと思います。ただ、はぐくむという言葉は、考え直すとして、一応、市民は、みんな平等なのだよということ、いろんな面で、それを非難したりすることはやめましょうということで、なかなか、こうでないためですよとかは、設定できないと思います。

(委員)

事業所から受ける相談で、実際、相談数が増えて来ると、理解が進んでいる事業所もあれば、パワハラみたいなのところもあります。

(委員長)

そういうところに、この条例を示して、理解してくださいと言うことが可能になると思います。

(委員)

なぜ、南相馬市で人権に関する条例をつくらなければならなかったのか、前文に資料2にあるような目的を入れてほしい。震災等による人権侵害などの経験があったから、この人権条例を作っていかなければならなかったという思いがあり、地域の皆さんの人権を守らないといけないのだという思いなんだと思います。南相馬だから人権条例をつくらないとならないという意味があると思います。

(委員長)

原発事故により、避難先でも、いろいろな人権侵害を受けた経験は、みんな持っていると思います。そうした経験があるからこそ人権侵害を無くしていかなければならないという市民の意識をもってもらうことが必要で、前文については、もう一度、長くなってもいいので、見直しをしたいと思います。

(委員)

第1条の「必要な人を見守り」「ともに支え合い」は、どちらかという福祉で使われるもので、福祉ととられるのでないかと思います。

(委員長)

福祉と人権を必ずしも区別できるものでもないと思います。援助を受けなければならぬ方に対して、いろいろと非難することはあってはいけない。

同じ人間なんだよという意識を持つことだと思し、ただ、そういう方への援助は行政のすることだし、支援していくことが福祉事業であって、必ずしも人権ということではない。福祉事業のなかであっても、もしかすると、お世話になっている人、支援を受けている人に対して、その人に対して、あれこれと言ってはだめなわけで、一人の人間だよというようなことを、この条文には盛り込んであるはずですから、これは福祉だ、これは人権の条例だという振り分けはできないと考えます。

(委員)

前文という、この条例のできた背景や策定に至った経緯だと思います。委員会も会を重ねて、いろいろ勉強させていただいていますが、一番は、市民にアンケートしてみて、人権に対する意識の低さが、大きな問題のひとつなのかなと思います。前文が長くなるということもありましたが、アンケートの結果をどの項目をいれるとか、委員各位の思いも違いますし、意見について入れたとして、それについて議論となるので、どういったものを入れこんだほうがいいのか、ここで、前文に対する意見を伺った方がいいと思います。いろいろ出た意見を前文だけでも、整理して、きちんとまとめたものにしていけば、精度の高いものになっていくのではと思います。

(委員長)

前文の内容について、どのようにした方がいいか、みなさんの意見を伺います。

(委員)

前文の話をしているとは思いますが、条文のなかで人権侵害の禁止とか、多様性についてを認めましょうということを盛り込んだ条例になるといいと思います。

(委員長)

それ以外にありますか。

(委員)

資料2の目的のところ、前文に整理され載せられるといいと思います。震災に関することは、他の自治体とは違うということでもありますし、さらに、基本的人権についてや多様性を認め合うこともこれにはあります。アンケートの結果としては、特段の対象となるような事案もないけれど、保護と救

済を目的として条例を定めるとしていけばいいと思います。アンケートを実施して、いろいろな人権の問題について取り上げてきたこともふれてもいいのかなと思います。そして、前文に条例制定の目的を書いていただければと思います。

(委員)

意識の低さがあり啓発しないといけないことが、アンケート結果から見えてきます。人権問題は、今後、いろんなことで広がっていく可能性があり、それでも人には、いろいろな考えがあってもいいんだという、そうした多様性を認め合うということを意識していきましょうということ。そういうことは、条項としては盛り込んであるので、前文に、もう少し入れ込んだほうがいいと感じています。

また、第9条に行政職員とあるが、第6条にある市の職員等と同じく、市の職員を言っているのか。

(事務局)

市の職員です。

(委員長)

行政職員のところと前文について、意見を踏まえて整理します。

その他にありますか。

(委員)

第1条の目的は、第2条以降について何を述べているかを書くところで、最後に「・・・地域社会をめざすことを目的とする。」で終わるのはいいのですが、あまりふわっとした言葉はそぐわないのではという印象は持っています。

(委員)

第11条の「推進会議を行う」ではなく設置するではないか。

(事務局)

修正することで整理いたします。

(委員)

第11条の所轄項目は規則に載せればよいものではないかと思います。

(事務局)

規則に載せるものを整理いたします。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

推進会議についてですが、委員については、どのような方を委嘱する形になるのでしょうか。

(事務局)

まだ、詳細については、決まってませんが、任期は2年で、計画を推進していくうえで、広く意見をいただきたいので、この検討委員会の構成に近いようなものになるのではないかと考えています。

審議会ではないので、推進するための啓発などが主になると思います。

(委員)

啓発というと、実際、どのようなことを考えているのでしょうか。

(事務局)

これまで、人権週間など期間を定めて活動したり、人権擁護委員が、いろいろな活動を担っていますが、それと連携したものにしていくのか、あるいは、それとは別に市として、独自にやらないといけないのかなとは、思っています。

(委員)

相談体制とかも市で独自につくるというイメージですか。

(事務局)

いまは、人権相談の窓口をご案内させていただいておりますが、そうした人権相談窓口などにつなぐような形になると思いますが、市独自に相談員を委嘱しているわけではないので、調整させていただくことになると思います。

(委員)

イメージとしては、南相馬市のまちづくりとして人権尊重の体制を整えてい

く、まちづくりというコンセプトがあると思っていたので、推進会議がどう動くかによって、大きく変わってくるのかと思います。位置づけとし、重要かなと思うのですが、市として、主体的にやっていくつもりなのか、そして、あくまでも、市として、この人権条例に沿ってやっていくということでのいいのでしょうか。

(事務局)

立ち上げのところで、こうして、ご意見をいただいているところであります、進めるに当たっては、関係機関と連携ということでイメージしていただければと思います。

(委員長)

それ以外に何かありますか。

なければ、みなさまから頂いた意見を基に精査させていただき、次回に提案させていただきます。ただ、いつまでやっても100%の答えはできないと思いますので、こうでないといけないということまでは、できないかもしれないことは、ご理解いただきたいと思います。

また、中間報告について、ご承認いただきましたが、これも最終報告についてまで、ご協議いただきますので、よろしく願いいたします。

その他として、事務局からお願いします。

(事務局)

次回開催について、12月26日(月)13:30から開催いたします。

(委員長)

ほかになければ、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

6 閉会